

○租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省・厚生労働省告示第一号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、同法第五十九条第一項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、次の第一から第九までに掲げる事項を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けていること（当該施設が都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合を除く。）</p> <p>第一 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあつては、一人）以上に相当する数の者が、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護師の資格を有する者（少人数の乳幼児を保育する施設等にあつては、幼稚園教諭免許状を有する者又は都道府県等が実施する研修の受講者等で、都道府県知事が当該施設の保育の実態を勘案して保育士に</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、同法第五十九条第一項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、次の第一から第九までに掲げる事項を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けていること（当該施設が都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合を除く。）</p> <p>第一 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあつては、一人）以上に相当する数の者が、保育士又は看護師の資格を有する者（少人数の乳幼児を保育する施設等にあつては、幼稚園教諭免許状を有する者又は都道府県等が実施する研修の受講者等で、都道府県知事が当該施設の保育の実態を勘案して保育士に準じた専門性や経験を有していると認められた場合のこれらの者を含む。）であること。</p>

準じた専門性や経験を有していると認められた場合のこれらの者を含む。
(であること)。

三 保育士でない者(国家戦略特別区域限定保育士を除く。)について、
保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられてい
ないこと。

四 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区
域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域
を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第二〇第九 (略)

三 保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛ら
わしい名称が用いられていないこと。

(新設)

第二〇第九 (略)